

環境大臣が定める水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定における
ミジンコの異なる成長段階の感受性差評価の考え方について

- 1 中央環境審議会土壌農薬部会（第18回（平成17年3月31日））において、環境大臣が定める水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値の設定に当たって必要となる水産動植物に対する毒性試験法に関し、標準的に実施される急性影響試験（魚類急性影響試験、ミジンコ類急性遊泳阻害試験、藻類生長阻害試験）に加え、より実環境に近い試験系による試験法を導入する検討がなされた結果、新たに次の3種の評価・試験法が導入されることとなり、農薬登録申請者は、申請農薬の水産動植物に対するリスクが大きいと認められる場合、任意に必要な試験法を選択して実施できることとされた。
 - ①生物種間の感受性差評価（追加生物種の試験）
 - ②異なる成長段階の感受性差評価（異なる成長段階での試験）
 - ③環境中共存有機物質の影響評価（フミン酸を含む水での試験）
- 2 これらのうち②の試験に関しては、異なる成長段階への影響を考慮し、魚類又は甲殻類のうち毒性の高いものについて実施し、当該毒性の高い試験種が甲殻類の場合は、ミジンコ7日齢成体を用いた48時間急性毒性試験を追加し、標準試験（24時間齢以内の幼体）と追加試験（7日齢成体）の急性毒性値の幾何平均値を、標準試験における急性影響濃度に読み替えて評価（長期間の暴露が懸念される場合には標準試験の結果を採用）することとされている。
- 3 しかしながら、キチン合成阻害等昆虫成長抑制作用を有する農薬（IGR剤）等は、その作用の特性から、ミジンコを用いた試験を行う場合、標準試験と追加試験の急性毒性値が非常に大きく異なる可能性があるため、両者の幾何平均値を標準試験における急性影響濃度に読み替えて評価することが必ずしも適切であるとはいえない場合がある。
- 4 従って今後は本評価方法の取り扱いとして、標準試験と追加試験における急性毒性値が非常に大きく異なる場合は、両者の幾何平均値を標準試験における急性影響濃度と読み替えて評価するか否かについては、個別に判断することとする。